

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年7月6日（令和5年（行情）諮問第596号）

答申日：令和7年2月5日（令和6年度（行情）答申第870号）

事件名：「飛行と安全」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『飛行と安全』のうち防官文第15280号（2022.6.7一本本B466）で残りの部分とされたすべて、及び当該請求（2022.6.7一本本B466）で特定された後に作成されたものの全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の1に掲げる12文書（以下、順に「文書1」ないし「文書12」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の概要

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年10月14日付け防官文第19381号及び令和5年4月21日付け同第9163号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書1（原処分1）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁目）と定めている。

（ウ）上記（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定され

た電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知書からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙３（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示部分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされてい

ない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

ク 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

## （2）審査請求書2（原処分2）

ア及びイ 上記（1）ア及びイと同旨。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エないしか 上記（1）エないしかと同旨。

キ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ク 上記（1）クと同旨。

### 第3 諮問庁の説明の概要

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙に掲げる12文書（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年10月14日付け防官文第19381号により、本件対象文書のうち、文書1ないし文書5について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分1）を行った後、令和5年4月21日付け防官文第9163号により、本件対象文書のうち、文書6ないし文書12について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分2）を行った。

本件各審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

#### 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文

書の一部が同条法5条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

- (5) 審査請求人は、「不開示部分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (6) 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。
- (7) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。
- (8) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年7月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 審議
- ④ 令和6年12月10日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 令和7年1月10日 審議
- ⑥ 同月30日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、隊員の安全意識の高揚と安全知識の向上を図り、事故の未然防止に資することを目的とした部内向けの文書として、航空自衛隊航空安全管理隊が編集し、航空幕僚監部が発行した「飛行と安全」である。

イ 本件請求文書に係る開示請求書には、「防官文第15280号(2022.6.7一本本B466。以下「別件開示請求」という。)で残りの部分」及び「当該請求(別件開示請求)で特定された後に作成されたもの」と記載されていることから、別件開示請求の先行決定に係る開示決定通知書で残りの部分とされた文書及び別件開示請求の開示請求受付日の翌日である令和4年6月8日から本件請求受付日である令和4年8月16日までに作成した文書を求めているものと解し、前者に該当するものとして「飛行と安全」2021年10月号ないし2022年6月号(文書1ないし文書4及び文書6ないし文書11)を特定し、後者に該当するものとして「飛行と安全」2022年7月号(文書5及び文書12)を特定した。

本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書は作成・保有していない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) 当審査会において、本件対象文書を見分するとともに、諮問庁より提示を受けた別件開示請求の開示決定通知書の写しを確認したところ、その内容は、諮問庁の上記(1)イの説明と符合していることが認められ、諮問庁が、上記(1)ア及びイのとおり本件開示請求の趣旨を解した上、本件対象文書を特定したとする説明に、不自然、不合理な点はない。

また、上記(1)ウの文書の探索範囲等に特段の問題があるとも認められず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

## 3 不開示情報該当性について

(1) 別表の「不開示とした部分」欄の記載は、原処分 of 行政文書開示決定通知書の別紙の「不開示とした部分」欄の記載と同一であり、原処分2の文書11については、「63枚目から71枚目まで」を「自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報」として法5条3号に該当するため不開示

とした旨の記載があった。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、文書11の63枚目及び64枚目に不開示部分は見当たらず、65枚目には法5条1号により不開示とした顔部分のみが不開示部分とされていることが認められた。

この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、記載の誤りであって、文書11の63枚目ないし65枚目に法5条3号により不開示とすべき部分はないとのことであるため、この点については判断しない。

## (2) 法5条1号該当性について

ア 別表の番号1に掲げる不開示部分は、自衛隊員及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとのことであった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該不開示部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号2に掲げる不開示部分には、記事を寄稿した自衛官の経歴、入隊時期、勤続年数、特技資格、趣味及び年齢等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

また、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、当該部分は法5条

1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条3号該当性について

ア 別表の番号3及び番号4（文書11につき、66枚目から71枚目までのそれぞれ一部）に掲げる不開示部分には、自衛隊の組織・編成及び教育訓練に関する情報が記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号5に掲げる不開示部分には、航空事故に関する情報であって、航空自衛隊で運用する航空機の稼働状況等を類推可能な情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏まえた対処行動を採ることが可能となるなど、任務の効果的な遂行に支障を生じるおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙（本件対象文書）

（原処分1）

- 文書1 飛行と安全 2021年10月号（No. 781）（表紙及び目次を除く。）
- 文書2 飛行と安全 2021年11月号（No. 782）（表紙及び目次を除く。）
- 文書3 飛行と安全 2021年12月号（No. 783）（表紙及び目次を除く。）
- 文書4 飛行と安全 2022年6月号（No. 789）（表紙及び目次のみ。）
- 文書5 飛行と安全 2022年7月号（No. 790）（表紙及び目次のみ。）

（原処分2）

- 文書6 飛行と安全 2022年1月号（No. 784）（表紙及び目次を除く。）
- 文書7 飛行と安全 2022年2月号（No. 785）（表紙及び目次を除く。）
- 文書8 飛行と安全 2022年3月号（No. 786）（表紙及び目次を除く。）
- 文書9 飛行と安全 2022年4月号（No. 787）（表紙及び目次を除く。）
- 文書10 飛行と安全 2022年5月号（No. 788）（表紙及び目次を除く。）
- 文書11 飛行と安全 2022年6月号（No. 789）（表紙及び目次を除く。）
- 文書12 飛行と安全 2022年7月号（No. 790）（表紙及び目次を除く。）

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	3枚目、4枚目、12枚目、17枚目、24枚目、38枚目、39枚目、43枚目、49枚目、52枚目及び80枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書きイに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
		21枚目、28枚目、32枚目及び35枚目のそれぞれ写真の顔部分	
2	文書 2	1枚目ないし5枚目、15枚目、19枚目、22枚目、25枚目、34枚目、36枚目、43枚目、49枚目、50枚目、52枚目、53枚目及び72枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書きイに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
		11枚目、29枚目、33枚目、35枚目、39枚目のそれぞれ写真の顔部分	
		40枚目の写真の顔写真	
3	文書 3	2枚目ないし5枚目、11枚目、15枚目、27枚目、39枚目、40枚目、45枚目、52枚目及び74枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書きイに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
		22枚目、32枚目、47枚目、48枚目及び56枚目のそれぞれ写真の顔部分	
	文書	3枚目の写真の顔部分（識別が容	個人に関する情報であ

	4	易でないと認められるものを除く。)	り、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書 5	1枚目から3枚目までのそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書 6	2枚目ないし4枚目、7枚目、36枚目、37枚目、46枚目及び57枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書きイに該当するものを除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
		12枚目、16枚目、20枚目、24枚目ないし27枚目、33枚目、40枚目ないし43枚目、50枚目及び51枚目のそれぞれ写真の顔部分	
	文書 7	2枚目ないし4枚目、21枚目、24枚目、26枚目、57枚目及び74枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書きイに該当するものを除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
		11枚目、16枚目、31枚目ないし35枚目、39枚目、43枚目及び48枚目ないし53枚目のそれぞれ写真の顔部分	
	文書	2枚目、4枚目、5枚目、10枚	個人に関する情報であ

8	目、14枚目、19枚目、24枚目、54枚目、59枚目、62枚目、63枚目及び86枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書きイに該当するものを除く。）	り、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	28枚目ないし32枚目、37枚目、42枚目、49枚目、50枚目、52枚目及び53枚目のそれぞれ写真の顔部分	
文書 9	3枚目ないし5枚目、11枚目、15枚目、20枚目、24枚目、34枚目、54枚目、55枚目及び57枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書きイに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	30枚目ないし33枚目、44枚目及び48枚目ないし51枚目のそれぞれ写真の顔部分	
文書 10	2枚目ないし5枚目、35枚目、38枚目、44枚目、47枚目、63枚目及び84枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書きイに該当するものを除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	21枚目、26枚目、31枚目、40枚目ないし43枚目、49枚目、52枚目、58枚目ないし62枚目及び68枚目のそれぞれ写真の顔部分	
文書 11	2枚目ないし4枚目、16枚目、20枚目、44枚目、53枚目、65枚目及び86枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でない	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又

		と認められるもの及び法5条1号ただし書きイに該当するものを除く。)	は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
		11枚目、24枚目、28枚目ないし30枚目、32枚目、39枚目、49枚目、51枚目、52枚目及び59枚目のそれぞれ写真の顔部分	
文書 12		2枚目ないし5枚目、18枚目、40枚目、42枚目、45枚目、47枚目、48枚目、50枚目ないし52枚目、63枚目及び92枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書きイに該当するものを除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
		23枚目、28枚目、30枚目、31枚目、36枚目、39枚目、43枚目、46枚目、49枚目及び58枚目のそれぞれ写真の顔部分	
		27枚目及び29枚目のそれぞれ写真の顔部分	
2	文書 1	19枚目及び29枚目ないし31枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
		21枚目、28枚目、32枚目及び35枚目のそれぞれ本文の一部	
		25枚目の1行目の12文字目	
文書 2		11枚目、29枚目、33枚目、35枚目、39枚目のそれぞれ本文の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5
		25枚目の「1 はじめに」の本文2行目の21文字目	
		40枚目の「特技」欄の全て	

			条1号に該当するため不開示とした。
文書 3	22枚目、32枚目及び48枚目のそれぞれ本文の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。	
	47枚目の「特技」欄の全て		
	56枚目の本文の一部（「所属」欄の一部を除く。）		
	57枚目及び58枚目のそれぞれ一部		
文書 6	8枚目、23枚目及び39枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。	
	12枚目、16枚目、24枚目ないし27枚目、40枚目ないし43枚目、50枚目及び51枚目のそれぞれ本文の一部		
	13枚目の「2 航空大事故により経験したジレンマ」の5行目の一部		
	20枚目の「1 はじめに」の3行目の3文字目及び5文字目		
	30枚目の「3 2つのシキを考える」の一部		
	33枚目の「1 はじめに」の本文2行目の13文字目、14文字目、16文字目及び4行目のそれぞれ一部		
	47枚目の「4 失敗から学ぶ」の1行目の13文字目及び14文字目		
	13枚目の「2 航空大事故により経験したジレンマ」の11行目及び16行目のそれぞれ一部		個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害す

			<p>るおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。</p>
文書 7	1 1 枚目、1 6 枚目、3 5 枚目、3 9 枚目、4 3 枚目、4 8 枚目ないし5 1 枚目及び5 3 枚目のそれぞれ本文の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。	
	3 1 枚目及び3 2 枚目のそれぞれ「特技」欄の全て		
	3 3 枚目の「特技」欄の全て及び下段の本文1行目の一部		
	3 4 枚目の「特技」欄の全て及び下段の本文7行目の一部		
	4 1 枚目、4 2 枚目、4 4 枚目及び4 5 枚目のそれぞれ一部		
	5 2 枚目の「特技」欄の全て及び上段の本文1行目の一部		
文書 8	2 8 枚目ないし3 0 枚目及び4 9 枚目のそれぞれ「特技」欄の全て	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。	
	3 1 枚目の「特技」欄の全て及び下段の本文の一部		
	3 2 枚目、3 7 枚目、4 2 枚目及び5 0 枚目のそれぞれ本文の一部		
	3 3 枚目、3 8 枚目及び5 1 枚目ないし5 3 枚目までのそれぞれ一部		
	3 5 枚目の一部（「3 無事故のために心がけてきたこと」の2行		

		目の一部を除く。)	
		40枚目の一部(「5 安全を祈願」の一部を除く。)	
		50枚目の「特技」欄の全て及び下段の本文1行目の一部	
		52枚目の「特技」欄の全て及び上段の本文1行目の一部	
		53枚目の「特技」欄のそれぞれ全て並びに上段の本文2行目及び下段の本文1行目のそれぞれ一部	
文書 9		18枚目、42枚目及び45枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
		30枚目ないし33枚目、49枚目及び50枚目のそれぞれ「特技」欄の全て	
		39枚目の「1 はじめに」の本文の一部	
		44枚目の本文の一部	
文書 10		48枚目及び51枚目のそれぞれ「特技」欄の全て及び下段の本文の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
		21枚目、26枚目、31枚目、52枚目及び68枚目のそれぞれ本文の一部	
		40枚目ないし42枚目、58枚目、59枚目及び62枚目のそれぞれ「特技」欄の全て	
		43枚目及び60枚目のそれぞれ「特技」欄の全て及び上段の本文の一部	
		49枚目の「1 はじめに」の本文2行目の一部	
	61枚目の「特技」欄の全て及び上段及び下段の本文のそれぞれ一部(下段の本文1行目の4文字目から7文字目まで、37文字目及び38文字目並びに本文2行目の		

		1文字目及び2文字目を除く。)	
文書 1 1		1 1枚目の「1 はじめに」の本文1行目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
		1 2枚目の「3 BPOは終わりではなく格納まで」の本文2行目の2 4文字目	
		1 4枚目の「4 安全管理を阻害する要因」の本文の一部	
		2 4枚目の「1 はじめに」の本文1行目及び2行目の3 4文字目及び3 5文字目	
		2 8枚目ないし3 0枚目のそれぞれ「特技」欄の全て	
		3 1枚目及び5 0枚目のそれぞれ写真の一部	
		3 1枚目及び5 0枚目のそれぞれ「特技」欄の全て及び本文の一部	
		3 2枚目、3 9枚目及び5 9枚目のそれぞれ本文の一部	
		3 5枚目、3 8枚目、4 0枚目及び7 2枚目のそれぞれ一部	
		4 9枚目の「特技」欄の全て及び本文の一部	
		5 1枚目の「特技」欄の全て及び上段の本文2行目の一部	
		5 2枚目の「特技」欄の全て及び本文の一部（上段及び下段の本文1行目のそれぞれ一部を除く。）	
文書 1 2		8枚目、4 1枚目、4 4枚目及び6 1枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当す
		2 3枚目、3 1枚目、3 6枚目、3 9枚目及び5 8枚目のそれぞれ本文の一部	
		2 7枚目及び2 9枚目のそれぞれ「特技」欄の全て	
		2 8枚目及び3 0枚目の「特技」欄の全て及び本文の一部	

		43枚目の「3 ゆうき（＝勇氣）について」の3行目の一部	るため不開示とした。
		46枚目の下段の2行目の14文字目から18文字目まで及び3行目の4文字目	
		49枚目の本文の2行目の9文字目	
3	文書 1	24枚目、38枚目、39枚目及び43枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		25枚目の一部（1行目の12文字目を除く。）	
		27枚目及び46枚目のそれぞれ一部	
	文書 2	22枚目、34枚目及び50枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
		25枚目の「1 はじめに」の一部	
		28枚目及び31枚目のそれぞれ一部	
		40枚目の「コメント」欄の一部	
	文書 3	25枚目、26枚目及び34枚目のそれぞれ一部	
		27枚目の一部（写真の顔部分を除く。）	
		47枚目及び56枚目のそれぞれ「所属」欄の一部	

		ことから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書 6	19枚目及び66枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	20枚目の「1 はじめに」の3行目の一部（3文字目及び5文字目を除く。）	
	30枚目の一部（「3 2つのシキを考える」の一部を除く。）	
	33枚目の「1 はじめに」の本文2行目の27文字目から30文字目まで及び3行目のそれぞれ一部	
	36枚目、37枚目及び46枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	47枚目の「4 失敗から学ぶ」の1行目の「隊の」の後から「幹部に」の前まで	
文書 7	17枚目ないし19枚目、25枚目、54枚目ないし56枚目及び66枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	21枚目、24枚目及び26枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	31枚目及び32枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分及び「特技」欄の全てを除く。）	
	33枚目の一部（写真の顔部分、「特技」欄の全て及び下段の本文1行目の一部を除く。）	
	34枚目の一部（写真の顔部分、「特技」欄の全て及び下段の本文7行目の一部を除く。）	
	52枚目の一部（写真の顔部分、「特技」欄の全て及び上段の本文	

		1 行目の一部を除く。)	
文書 8		1 枚目、2 1 枚目、3 4 枚目及び 6 0 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成等に 関する情報であり、これ を公にすることにより、 自衛隊の態勢が推察さ れ、自衛隊の任務の効果 的な遂行に支障を及ぼ し、ひいては我が国の安 全を害するおそれがある ことから、法5条3号に 該当するため不開示とし た。
		3 0 枚目の一部（写真の顔部分及 び「特技」欄の全てを除く。）	
		3 5 枚目の「3 無事故のために 心がけてきたこと」の2 合目の一 部	
		4 0 枚目の「5 安全を祈願」の 一部	
		4 9 枚目の一部（写真の顔部分及 び「特技」欄の全てを除く。）	
		5 0 枚目の一部（写真の顔部分、 「特技」欄の全て及び下段の本文 1 行目の一部を除く。）	
		5 2 枚目の一部（写真の顔部分、 「特技」欄の全て及び上段の本文 1 行目の一部を除く。）	
		5 3 枚目の一部（写真の顔部分及 び「特技」欄のそれぞれ全て並び に上段の本文2 行目及び下段の本 文1 行目のそれぞれ一部を除 く。）	
	6 2 枚目の一部（写真の顔部分を 除く。）		
文書 9		1 枚目、1 2 枚目及び2 7 枚目の それぞれ一部	自衛隊の組織、編成等に 関する情報であり、これ を公にすることにより、 自衛隊の態勢が推察さ れ、自衛隊の任務の効果 的な遂行に支障を及ぼ し、ひいては我が国の安 全を害するおそれがある ことから、法5条3号に 該当するため不開示とし た。
		1 5 枚目、2 0 枚目、5 4 枚目及 び5 7 枚目のそれぞれ一部（写真 の顔部分を除く。）	
		3 0 枚目ないし3 3 枚目、4 9 枚 目及び5 0 枚目のそれぞれ一部 （写真の顔部分及び「特技」欄の 全てを除く。）	
		3 9 枚目の「2 音楽隊につい て」の本文の一部	
		4 8 枚目及び5 1 枚目のそれぞれ	

		一部（写真の顔部分、「特技」欄の全て及び下段の本文の一部を除く。）	
文書 10		11枚目、35枚目、36枚目、64枚目、65枚目、74枚目及び77枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		40枚目ないし42枚目及び62枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分及び「特技」欄の全てを除く。）	
		43枚目の一部（写真の顔部分、「特技」欄の全て及び上段の本文の一部を除く。）	
		49枚目の「1 はじめに」の本文6行目から8行目まで並びに「2 1輸空隊の特性」の1行目のそれぞれ一部	
		61枚目の下段の本文1行目の4文字目から7文字目まで、37文字目及び38文字目並びに本文2行目の1文字目及び2文字目	
文書 11		11枚目の一部（写真の顔部分及び「1 はじめに」の本文1行目を除く。）	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		12枚目の一部（「BPOは終わりではなく格納まで」の本文2行目の24文字目を除く。）	
		13枚目、54枚目、76枚目及び85枚目のそれぞれ一部	
		14枚目の「3 BPOは終わりではなく格納まで」の本文の一部	
		24枚目の「1 はじめに」の本文2行目の一部（34文字目及び35文字目を除く。）	
		28枚目ないし30枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分及び「特	

		技」欄の全てを除く。)	
		3 1 枚目の「所属」欄の全て	
		5 1 枚目及び5 2 枚目の上段および下段の本文1 行目のそれぞれ一部	
		5 3 枚目の「1 はじめに」の一部	
	文書 1 2	2 6 枚目及び3 3 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5 条3 号に該当するため不開示とした。
		4 6 枚目の一部（写真の顔部分並びに下段の2 行目の1 4 文字目から1 8 文字目まで及び3 行目の4 文字目を除く。）	
		4 9 枚目の一部（写真の顔部分及び本文の2 行目の9 文字目を除く。）	
		5 2 枚目の本文の一部	
4	文書 6	9 枚目の一部	自衛隊の教育・訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5 条3 号に該当するため不開示とした。
	文書 1 1	6 3 枚目から7 1 枚目までのそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそ

			れがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書 12	43枚目の「3 ゆうき (=勇氣) について」の5行目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5	文書 10	14枚目の一部	航空自衛隊の航空事故に関する情報であり、これを公にすることにより、航空機の事故件数等が明らかとなり、航空自衛隊で運用する航空機の機体損壊率及び稼働状況が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。